

現場代理人及び主任技術者の制度の変更について

1. 現場代理人及び主任技術者の兼務制限の緩和について

現場代理人及び主任技術者の兼務制限について、契約金額 3,500 万円未満の災害復旧工事は当面の間、兼務制限の件数から除外します。

現場代理人が災害復旧工事を兼務することについて当面の間、外の工事との距離制限を設けないものとします。

| 契約金額（税込） | 現場代理人 ^{※2} | 主任技術者・監理技術者 |
|------------------------------|---|---|
| 3,500 万円以上 ※1 | 兼務不可 ※ただし関連工事は 2 件まで兼務可能 (監理技術者制度運用マニュアルに準じる) | 兼務不可 ※ただし関連工事は 2 件まで兼務可能 (監理技術者制度運用マニュアル) |
| 3,500 万円未満 500 万円以上 ※1 | 3 件まで（災害復旧工事は件数に制限なし。） 兼務する全ての工事が直線で 10km 以内 （災害復旧工事については、三原市内であれば距離制限を設けない。） ※届出の提出 | 3 件まで（災害復旧工事は件数に制限なし。） 兼務する全ての工事が三原市内 ※届出の提出 |
| 500 万円未満 ※1 | 件数に制限なし 配置する全ての工事が三原市内 | 件数に制限なし 配置する全ての工事が三原市内 |

※1 建築一式工事の主任技術者等に限り、500 万円→1,500 万円、3,500 万円→7,000 万円と読み替えること

※2 工事を担当している現場代理人を別の工事の主任技術者として配置する場合は、主任技術者として担当する現場を含めて現場代理人の配置要件に従うものとする（災害復旧工事以外で兼務する全ての工事が直線で 10km 以内）。また、現場代理人は、必ずいずれかの現場に常駐しており、1 日ですべての現場を見て回り、監督員と常時連絡が取れる体制であること。

災害工事について距離制限と兼務制限を設けないとする措置は、平成 30 年 7 月豪雨災害に起因する臨時の措置であり、復旧工事の進捗を見計らいつつ、当面の間継続します。

2. 営業所の専任技術者、経營業務の管理責任者の配置について

営業所の専任技術者、経營業務の管理責任者の受注可能な件数は次のとおりです。

| 契約金額（税込） | 現場代理人 | 主任技術者 |
|------------|-------------|------------------|
| 3,500 万円以上 | 配置不可 | 配置不可 |
| 3,500 万円未満 | | 3 件まで配置可能 |

※以下の要件を満たすこと

- ・当該営業所において、請負契約が締結された建設工事であること
- ・工事現場の職務に従事しながら、実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること（概ね半日で現場の職務を終え、営業所へ帰着することができる範囲であること）
- ・当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること

3. 様式について

契約金額 500 万円以上 3,500 万円未満の工事を兼務する際に提出いただく書類は「現場代理人・主任技術者等の兼務届出書」（資料 1）です。また、営業所の専任技術者、経營業務の管理責任者を主任技術者として配置する場合には「営業所の専任技術者等の配置に関する誓約書」（資料 2）を提出するものとします。